

平成25年（ワ）第38号、同第94号、同第175号

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原 告 中島 孝 外

被 告 国 外1名

意 見 陳 述 書

2014（平成26）年7月15日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 中野直樹

本日提出の被告国との第6準備書面に関する意見を述べます。

1 被告国は、第2「本件における違法性判断枠組みについて」に、全体70頁のうち20頁を当てています。本件の司法的救済を判断するに当たり、裁判所が、どのような事項を必要的な考慮要素とし、どのような事項を考慮してはならない要素とするのかは、その判断にあたり憲法が求める価値の優先順位をどうするかは、きわめて大事なことであり、原告らもこの総論に関する主張を繰り返し行なっているところです。本日陳述の準備書面（23）においても、「るべき法の解釈」として指摘しています。

2 被告国の主張は、要するに、原子力施設は極めて高度な技術から成っているので、行政庁の専門的技術的裁量が幅広く認められることを強調するところに尽きます。俗語的にわかりやすく言えば、国は、総論として、原子炉施設の安全規制は、専門的技術的判断のプロである経済産業省にまかせておきなさい、

裁判所は原子力について素人なのだから、出しやばらないでくださいよと言っているのです。

3 ところが、被告国のは、各論となると、一変します。

専門的技術的エキスパートであれば、伊方原発訴訟最高裁判決がいうとおり、最新の科学技術水準に即応した権限行使をすることが期待されます。そのためには、最新の科学的知見に関する情報収集・調査義務を負うことは当然です。ところが、被告国は、まず安全責任を負うのは被告東京電力であり、経済産業大臣の責任は、二次的・補完的だから、原告が指摘するような情報収集・調査義務を負うことはないし、被告東京電力が保有する情報について知らなくてもよいし、調査する義務もないのだと、すっと身を引きます。

欧米の最新のシビアアクシデント対策の水準に大きな遅れをとったことも、津波知見の進展を無視したことも、経済産業大臣の責任領域とは考えていません。

4 また、被告国は、経済産業大臣は、従前の基本設計の枠内においてしか、技術基準省令を改正できないし、適合命令も発することができないと述べています。そのため、原告らが主張している津波対策もとれないと述べています。これでは、津波の最新知見に基づく省令の改正など不可能です。伊方原発訴訟最高裁判決は不可能を判示したことになります。

5 行政庁が自ら、地震・津波などの外部事象を原因とする全交流電源喪失は起くるはずもないのだと、非科学的に決定したことが誤っていたにもかかわらず、被告国は展開する各論は、なお、自ら作り上げた「安全神話」に司法判断も引き込もうとするものです。

しかし、安全確保は専門技術的判断のプロにまかせろという被告国のは、

総論と、安全規制よりも原発推進・稼働、電力事業者の利益擁護に傾き続けた行政庁の実際の行動との乖離はあまりにひどすぎます。本件事故という決定的な破綻を來した「安全神話」をなお持ち出して、責任逃れの弁解にしようする被告国の応訴姿勢は、厳しく批判されなければなりません。

6 被告国の主張は、総論と各論の不整合を引き起こすだけでなく、論理の矛盾も来しています。

原告らは、経済産業大臣は、本件事故後に技術基準省令 62 号の 5 条の 2 を追加して、津波によって全ての電源設備の機能が失われた場合でも、代替電源の確保など適切な措置をとることを法規制したが、これを本件事故前に行っておけば本件事故は防ぐことができたと主張しました。裁判所からも、それについて国はどのように考えているのかと問い合わせがありました。

被告国は、この追加した 5 条の 2 第 2 項について次のように説明します。「省令 62 号 4 条 2 項において規定されていた津波に対する防護措置等の適当な措置を具体化するとともに、緊急安全対策の省令上の位置づけを明確化するために、従前の法規制における基本設計ないし基本設計方針の枠組みの中で規定されたものであり、従前の外部事象による溢水対策の一環としての具体策を定めたものである。」です。私は、何度読んでも何を言っているか理解できません。

理解できないのは私の能力がないからではありません。被告国は、本件訴訟においてこれまで、本件地震・津波は想定外であったと主張しています。経済産業大臣は、この想定外の地震・津波が発生したことを理由に、緊急安全対策として、5 条の 2 を追加して、電気事業者に対して、想定内で対処するよう求めたということになります。想定外の事態に対し、想定内の対処を以て事態を収束させることなど、客観的にできるわけがありません。

省令 5 条の 2 は、想定（設計基準事象）を超える津波によって設計基準レベルの交流電源設備の機能が全て失われたとしても、なお全交流電源喪失を回避

するために、事業者に代替する設備の確保など適切な措置をとることを義務づけなさいとするものです。まさにシビアアクシデント対策の法規制の1例です。ところが、被告国は、シビアアクシデント対策を法規制する権限がなかったと主張するものですから、想定外の事態対策を、想定内の対策として言いくるめるしかないのでしょう。しかし、これが論理的に破綻していることは明らかです。

7 最後に、被告国は、本件事故前に省令5条の2の措置がとられていれば、本件事故は回避することができた、ことを否定していないことを確認します。

以上